令和８年度全国高等学校総合体育大会
第76回全国高等学校スキー大会
宿泊・弁当要項

１　目　　的

この要項は、第76回全国高等学校スキー大会に参加する選手・監督、大会役員、視察員、メーカー及び報道関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊及び弁当に関して、万全を期するために基本的事項を定める。

２　基本方針

第76回全国高等学校スキー大会７６インターハイ秋田県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の宿泊及び弁当に関して、万全を期するものとする。

３　業務の実施

実行委員会は、大会参加者の宿泊及び弁当に関する実務実施のため、「(株）かづの観光物産公社」との連絡調整のうえ業務を行うとともに、宿泊及び弁当に関する問題等が生じた場合は、適宜対処する。

４　宿泊施設の選定及び確保

宿泊施設の選定及び確保については次により行うものとする。

(1) 宿泊施設は原則として、鹿角市、小坂町及び大館市のホテル、旅館等（旅館業法の許可を得て営業を行う施設)の中から確保するものとする。

(2) 風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿泊施設は選定しないものとする。

５　配　　宿

配宿は、次の事項に留意して実施する。

(1) 選手及び監督の宿舎は、競技会場までの交通状況、競技種目、都道府県、学校及び性別を考慮して配宿する。

(2) 大会役員及び競技役員は、できる限り同一又は近隣の宿泊施設に配宿する。

(3) 一人当たりの宿泊に要する広さは、旅館業法等関係法令で定める基準によるものとする。

(4) 配宿された宿泊施設の変更は、原則として認めないものとする。任意に変更したことによって生じた紛議及び損失については、変更した者がその責任を負うものとする。

６　宿泊・弁当料金等

宿泊料金、料金精算及び適用期間等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊基準

宿泊とは、入宿日の午後３時以降、出発日の午前１０時までの宿泊施設の利用をいうものとし、１泊２食（夕・朝食）を原則とする。

(2) 宿泊料金

選手・監督は、【様式４】第76回全国高等学校スキー大会学校別出場認知書（以下様式４という。）に記載され、当該校長、高等学校体育連盟会長及びスキー専門部長が認めた者をいう。

①選手・監督（マネージャー・コーチ含む）

区　　分		宿　泊　料　金
A	１泊２食	１１，０００円（暖房料・奉仕料・消費税込）
B	１泊２食	１３，２００円（暖房料・奉仕料・消費税込）
C	１泊２食	１４，３００円（暖房料・奉仕料・消費税込）
D	１泊２食	１５，４００円（暖房料・奉仕料・消費税込）
・シングルルーム使用等、客室を１人や少人数で利用する場合などは、割増料金となる。 ・温泉施設に宿泊の場合は、入湯税を外税とし宿泊料金とは別に支払うものとする。		

②都道府県役員、大会役員、メーカー、報道関係者等

区　　分		宿　泊　料　金
E	１泊朝食	１２，１００円（暖房料・奉仕料・消費税込）

（A）ビジネス旅館・民宿（B）温泉旅館、一部ビジネス旅館（C）温泉旅館
（D）温泉ホテル・旅館（E）ビジネスホテル

(3) 欠食控除料金

宿泊者が夕食を欠食する場合は、下記の期限までに宿泊施設に申し出た場合に限り、宿泊料金より下記の料金を控除する。

区　　分	夕食控除料金（夕食１食あたり）	申　出　期　限
夕　　食	宿泊料の20%（消費税を含む）を上限とし、宿泊施設が定めた額を控除する。	前日正午まで

①朝食の欠食については、取り扱いをしない。
②申出期限後の変更は控除対象とならない。

(4) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊者本人又は宿泊者の中から定めた宿泊責任者が、原則として宿泊最終日までに直接宿舎に支払うものとする。

(5) 宿泊料金適用期間

区　　分	適　用　期　間
第76回全国高等学校スキー大会	令和９年２月２日（火）午後　３時から 令和９年２月９日（火）午前１０時まで

(6) 昼食弁当の取扱い

①料　　金　　１食　１，２００円（お茶なし・消費税含む）
②申込方法　　大会参加申込時に、宿泊申込書に注文数を記入し、申込期限までに各都道府県代表者が一括して申し込みをすること。（セクションごと可能）
③斡旋期間　　令和９年２月３日（水）から２月８日（月）までとする。
④取扱時間　　午前１１時から正午の間に会場の「アルパス」アリーナ内弁当引換所にて取り扱う。また同日の午後３時まで弁当引換所にて、弁当ごみの回収を行う。
⑤料金精算　　大会終了後、各学校ごとに請求書を発送する。請求金額を指定の口座に振り込むこと。
⑥数量変更　　都道府県ごとに宿舎備え付けの「昼食弁当変更届」に記入し、前日正午までに「(株）かづの観光物産公社」に直接ＦＡＸを送信すること。また、その後の変更及び取り消しは認めない。

7　宿泊申込

(1) 宿泊の申し込みは、所定の宿泊申込書（様式５～８）に必要事項を記入し、申込期限までに各都道府県代表者がＥ－mailで一括して申し込む。

(2) 申込先

区　分	申込期限	宿泊申込先
選手・監督 都道府県役員 視察員	令和９年１月１９日（火） ＜正午必着厳守＞	７６インターハイ 秋田県実行委員会事務局 Ｅ－mail：ski-kazuno@city.kazuno.lg.jp
メーカー 報道関係者	令和８年１２月１５日（火） ＜必着厳守＞	

(3) メーカー・報道関係者等については、期限厳守で直接申し込むものとする。なお、ワックスメーカーに関しては、ワックスルーム必要の有無を明記すること。

(4) 宿泊申込書が申込期限までに到着しない場合は、宿泊の申し込みを受理しない。

(5) 宿泊申込責任者は、宿泊者の中から宿泊責任者を定めるものとする。

(6) 正式申込の前に宿泊概数人数の来会調査（令和８年７月）を実施する。

(7) 仮配宿決定（令和８年１２月予定）後、「(株）かづの観光物産公社」より「仮配宿決定通知書」等を各都道府県申込責任者へ連絡する。

(8) 本配宿決定（令和９年１月下旬予定）後、「(株）かづの観光物産公社」より「宿泊決定通知書」等を各都道府県申込責任者へ連絡する。

8　宿泊の変更及び取り消し

宿泊の変更及び取り消しの場合は、すべて宿泊申込責任者が宿泊施設へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、申し出があった日時とする。

9　宿泊取消料金

(1) 宿泊取消料の支払い

大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の、１人当たり１泊の宿泊取消料金は次のとおりとし、宿泊責任者又は宿泊者本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備　　考
宿泊予定日の３日前まで	無料	連続した宿泊予約では、左記に該当する申し出区分にかかる取消料をお支払いいただきます。
宿泊予定日の２日前から 宿泊予定日の前日正午まで	宿泊料金の50％	
宿泊予定日の前日から 宿泊当日	宿泊料金の100％	

(2) 選手・監督の負傷・疾病等による特例

本大会において、選手・監督の負傷・疾病等又は本大会運営の都合等により宿泊を取り消す場合は、上記の規定にかかわらず特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備　　考
宿泊予定日の前日まで	無料	連続した宿泊予約では、左記に該当する申し出区分にかかる取消料をお支払いいただきます。
宿泊予定当日	宿泊料金の50%	

(3) 宿泊の最終責任者

宿泊者本人又は宿泊責任者が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込責任者が最終的に責任を負うものとする。

10 食　　事

(1) 大会参加者に提供する食事は、衛生面及び栄養面に十分配慮するものとする。

(2) 食事の時間については、宿泊責任者が宿舎と綿密な連絡をとり、競技等に支障をきたさないよう時間調整を行うものとする。

11 そ の 他

(1) 宿泊施設は、宿泊者に対して避難経路の説明をするなど防災面についても十分に配慮するものとする。

(2) 宿泊施設は、選手等に風紀上悪影響を与えないよう教育的配慮をする。

(3) 乾燥室及びワクシング等のスキーの手入れは、宿泊施設の指示に従い、指定された場所で行うものとする。。

(4) 個人情報については、個人情報保護に関する法令を遵守し、申し込まれた方との連絡や宿泊、昼食の手続き等に必要な範囲内でのみの利用とする。